

弁護士報酬基準（目次）

第1章（総則）

- 第1条（目的及び趣旨）
- 第2条（個別契約による修正）
- 第3条（弁護士報酬の種類）
- 第4条（弁護士報酬の支払時期）
- 第5条（事件等の個数等）
- 第6条（複数の弁護士が関与する場合）
- 第7条（消費税に相当する額）

第2章 法律相談等

- 第8条（法律相談料）
- 第9条（書面による鑑定料）

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

- 第10条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）
- 第11条（経済的利益 算定可能な場合）
- 第12条（経済的利益算定の特則）
- 第13条（経済的利益 算定不能な場合）
- 第14条（民事事件の着手金及び報酬金）
- 第15条（調停事件及び示談交渉事件）
- 第16条（契約締結交渉）
- 第17条（督促手続事件）
- 第18条（手形・小切手訴訟事件）
- 第19条（離婚事件）
- 第20条（境界に関する事件）
- 第21条（借地非訟事件）
- 第22条（保全命令申立事件等）
- 第23条（民事執行事件等）
- 第24条（倒産整理事件）
- 第25条（民事整理事件）
- 第26条（任意整理事件）
- 第27条（倒産処理事件にともなう訴訟）
- 第28条（日当）
- 第29条（行政上の不服申立事件）

第2節 刑事事件

第30条 (刑事事件の着手金)

第31条 (刑事事件の報酬金)

第32条 (刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第33条 (検察官の上訴取下げ等)

第34条 (保釈等)

第35条 (告訴・告発等)

第3節 少年事件

第36条 (少年事件の着手金及び報酬金)

第37条 (少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第4章 手数料

第38条 (手数料)

- (1) 裁判上の手数料 (証拠保全、即決和解、公示催告、倒産整理事件の債権届出、簡易な家事審判 (家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。(例) 後見開始の審判、失踪宣告、子の氏の変更の許可、養子縁組の許可、相続放棄申述の受理、遺言執行者の選任、氏又は名の変更の許可など)
- (2) 裁判外の手数料 (法律関係調査、契約書類及びこれに準ずる書類の作成、内容証明郵便作成、遺言書作成、遺言執行、会社設立等、会社設立等以外の登記等、株主総会等指導等、現物出資等証明、簡易な自賠償請求)

第5章 時間制

第39条 (時間制)

第6章 顧問料

第40条 (顧問料)

第7章 日当

第41条 (日当)

第8章 実費等

第42条 (実費等の負担)

第43条 (交通機関の利用)

第9章 委任契約の清算

第 44 条 (委任契約の中途終了)

第 45 条 (事件等処理の中止等)

第 46 条 (弁護士報酬の相殺等)

第 10 章 雑則

第 47 条 (改定)

第 48 条 (準拠法)

弁護士報酬基準

第1章（総則）

第1条（目的及び趣旨）

この弁護士報酬基準は、クラルス法律会計事務所の所属弁護士が事件受任に当たって受任の範囲を明確にし、受任した事件に対する弁護士報酬及び費用を明らかにすることによって、これらに対する依頼者と弁護士との間の認識を共通にし、相互理解に基づく信頼関係の創設を目的とする。

第2条（個別契約による修正）

この弁護士報酬についての定めは、依頼者と弁護士との協議により個別の委任契約により変更、修正することができる。ただし、変更、修正する場合にはその旨を委任契約書に明示しなければならない。

第3条（弁護士報酬の種類）

- 1 弁護士が依頼者から支払を受ける報酬としては、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、成功報酬金、手数料、顧問料及び日当がある。
- 2 前項の用語の意義は次のとおりとする。
 - (1) 法律相談料
依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話又は電子メールによる相談を含む）の対価をいう。
 - (2) 書面による鑑定料
依頼者に対して行う書面（電磁的記録を含む。以下、同じ。）による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
 - (3) 着手金
事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。なお、当事者間の特段の合意がない限り、結果の成功、不成功を問わず、返金しない。
 - (4) 成功報酬金
事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。なお、事件の結果が判明した時点で、成功の程度に応じた金額の報酬が発生し、全く成功の結果が得られなかった場合には発生しない。
 - (5) 手数料
原則として1回程度の手続き又は委任事務処理で終了する事件等につ

いての委任事務処理の対価をいう。

(6) 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。

(7) 日 当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいう。

第4条（弁護士報酬の支払時期）

1 弁護士報酬の支払時期は依頼者と弁護士の間で締結した委任契約書の定めによる。

2 委任契約書に定めがない場合の弁護士報酬の支払時期は以下のとおりとする。

(1) 着手金

事件等の依頼を受けたとき

(2) 成功報酬金

事件等の処理が終了したとき

(3) その他の弁護士報酬

この基準に特に定めのあるときはその規定に従うものとする。この基準に特に定めがない場合には弁護士が依頼者に催告をしたときに支払うものとする。催告は依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとする。

第5条（事件等の個数等）

1 弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、弁護士報酬について着手金及び成功報酬金という定め方をした場合において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの成功報酬金については、特に定めのない限り、最終審の成功報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

第6条（複数の弁護士が関与する場合）

1 受任した事件の処理について、弁護士の側の事由により、他の弁護士が関与することとなった場合においても、弁護士報酬の算出に当たっては1件の事件として扱う。

2 受任した事件の処理について、依頼者の意思に基づいて他の弁護士も関与

することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

- 3 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めた場合は、それに伴う弁護士費用の増額分については、依頼者が負担する。

第7条（消費税に相当する額）

本報酬規定に定める弁護士報酬は、消費税を含まない金額とする。

第2章 法律相談等

第8条（法律相談料）

法律相談料等は、30分ごとに金5000円以上金2万0000円までの範囲内で定める。ただし、無料法律相談、割引法律相談の場合はこの限りではない。

第9条（書面による鑑定料）

書面による鑑定料は金10万円以上とする（別途消費税）。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

第10条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

第11条（経済的利益：算定可能な場合）

- 1 前条の経済的利益の額は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおり算定する。
 - (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）。
 - (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
 - (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
 - (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
 - (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。

- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及びその相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- (14) 遺留分侵害額請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

第12条（経済的利益算定の特則）

- 1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額するものとする。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで増額することができるものとする。
 - (1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - (2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経

済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第 13 条（経済的利益 算定不能な場合）

- 1 第 11 条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金 800 万円とする。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとする。

第 14 条（民事事件の着手金及び報酬金）

- 1 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定する（別途消費税）。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300 万円以下の部分	8 %	1 6 %
300 万円を超え 3000 万円以下	5 % + 9 万円	1 0 % + 18 万円
3000 万円を超え 3 億円以下	3 % + 69 万円	6 % + 138 万円
3 億円超	2 % + 369 万円	4 % + 738 万円

- 2 前項の着手金は 10 万円を最低額とする（別途消費税）。

第 15 条（調停事件及び示談交渉事件）

- 1 調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいう、以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下、「仲裁センター事件」という。）の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、それぞれ前条又は第 18 条の各規定を準用するものとする。ただし、それぞれの規定により、算定された額の 3 分の 2 に減額することができるものとする。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、前条又は第 18 条の各規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、前条又は第 18 条の各規定により算定された額の 2 分の 1 とします。
- 4 前三項の着手金は、金 10 万円を最低額とする（別途消費税）。

第 16 条（契約締結交渉）

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する（別途消費税）。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300 万円以下の部分	4 %	8 %
300 万円を超え 3000 万円以下	2 % + 6 万円	5 % + 9 万円
3000 万円を超え 3 億円以下	1 % + 36 万円	3 % + 69 万円
3 億円超	0.5 % + 186 万円	2 % + 369 万円

- 2 前項の着手金は、金 10 万円を最低額とする（別途消費税）。
- 3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

第 17 条（督促手続事件）

- 1 督促手続事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する（別途消費税）。

経済的利益の額	着手金
300 万円以下の部分	4 %
300 万円を超え 3000 万円以下	3 % + 3 万円
3000 万円を超え 3 億円以下	2 % + 33 万円
3 億円超	1 % + 333 万円

- 2 前項の着手金は金 10 万円を最低額とする（別途消費税）。
- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第 14 条又は次条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とする。
- 4 督促手続事件の報酬金は、個別の委任契約に定めのない限り、第 14 条又は次条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。
- 5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、個別の委任契約に定めのない限り、弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第 14 条の規定により算定された額の 3 分の 1 を、報酬金として同条の規定により算定された額の 4 分の 1 を、それぞれ受けることができる。

第 18 条（手形・小切手訴訟事件）

- 1 手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基

準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として次のとおり算定する（別途消費税）。

経済的利益の額	着手金	成功報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3000万円以下	2%+4万円	5%+8万円
3000万円を超え3億円以下	1.5%+30万円	3%+65万円
3億円超	1%+180万円	2%+350万円

- 2 前項の着手金は、金10万円を最低額とする（別途消費税）。
- 3 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第14条の規定により算定された額と前二項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第14条の規定を準用する。

第19条（離婚事件）

- 1 離婚事件の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件	金10万円以上
離婚調停事件・離婚仲裁センター事件	金20万円以上
離婚訴訟事件	金30万円以上

- 2 前項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第14条又は第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

第20条（境界に関する事件）

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。

着手金及び報酬金	それぞれ金30万円以上
----------	-------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第14条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

第21条（借地非訟事件）

- 1 借地非訟事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、借地権の額を基準として、次のとおりとする（別途消費税）。

借地権の額	着手金
5000万円以下	金20万円以上
5000万円超	前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。
 - (1) 申立人については、申立てが認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第14条の規定により算定された額。
 - (2) 相手方については、その申立てが却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第14条の規定により算定された額。
- 3 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。
- 5 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第22条（保全命令申立事件等）

- 1 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という。）

の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、第 14 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 2 とする。

- 2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第 14 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 の報酬金を受けることができる。
- 3 第 1 項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第 14 条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。
- 5 第 1 項の着手金及び第 2 項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。
- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金 10 万円を最低額とする（別途消費税）。

第 23 条（民事執行事件等）

- 1 民事執行事件の着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第 14 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、個別の委任契約に定めのない限り、第 14 条の規定により算定された額の 4 分の 1 とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けとることができる。ただし、着手金は第 14 条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第 14 条の規定により算定された額の 2 分の 1 とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、個別の委任契約に定めのない限り、同条の規定により算定された額の 3 分の 1 とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第 14 条の規定により算定された額の 4 分の 1 の報酬金を受けることができる。
- 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5 万円を最低額とする（別途消費税）。

第 24 条（倒産整理事件）

- 1 事業者の破産、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とする（別途消費税）。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は右着手金に含まれる。
 - (1) 事業者の自己破産事件 金50万円以上
 - (2) 自己破産以外の破産事件 金50万円以上
 - (3) 特別清算事件 金100万円以上
 - (4) 会社更生事件 金200万円以上
- 2 前項の各事件の報酬金は、第14条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。
- 3 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、個別の委任契約に定めのない限り、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金については、前項の規定を準用する。
- 4 非事業者の自己破産の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次の額とする（別途消費税）。ただし、債権者数が50社を超える場合には、前条1項1号の規定を準用することができる。
 - (1) 債務金額が1000万円以下の場合
債権者数に応じて、次の金額とする（別途消費税）。
 - ア 10社以下 金20万円以上
 - イ 11社から15社まで 金25万円以上
 - ウ 16社以上 金30万円以上
 - (2) 債務金額が1000万円を超える場合
債権者の数にかかわらず金42万円以上
 - (3) 夫と妻、親と子等関係ある複数人からの受任で、同一裁判所での同時進行手続の場合
1人当たりの金額は、(1)については5万円を、(2)については10万円を各々減額した金額以内とする（別途消費税）。会社と代表者個人の双方から受任する場合の代表者個人についても同様とする。
 - (4) 非事業者の自己破産の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、本条(1)ないし(3)の着手金基準を上限として受領できる。ただし、債権者数が50社を超える場合には、第2項の規定を準用することができる。
 - (5) 任意整理から自己破産へ移行した場合

- ア 任意整理案の提示前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、自己破産の着手金のみ受領できるものとし、任意整理の着手金との過不足を清算する。
- イ 任意整理案の提示後、任意整理完了前に自己破産に移行せざるを得なくなったときは、任意整理の着手金及び報酬金と別途に自己破産の着手金を受領できるものとする。ただし、自己破産に移行せざるを得なくなった事情に応じて、着手金の相当額を減額することができる。

第 25 条（民事再生事件）

- 1 事業者の民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、100万円以上とする（別途消費税）。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれる。
- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後、民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることができる。
- 3 民事再生事件の報酬金は、第 14 条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮する。
- 4 個人の民事再生事件（小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を含む。）の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、次のとおりとする（別途消費税）。ただし、債権者数が 50 名を超える場合又は居住用不動産を除く総財産の価額が 3000 万円を超える場合には、前三項の規定を準用することができる。

（1）着手金（別途消費税）

住宅資金特別条項を提出しない場合	金 30 万円以上
住宅資金特別条項を提出する場合	金 40 万円以上

（2）報酬金（別途消費税）

債権者数が 15 社までで事案簡明な場合	金 20 万円以上
債権者数が 15 社までの場合	金 30 万円以上
債権者数が 16 社～30 社の場合	金 40 万円以上
債権者数が 31 社以上の場合	金 50 万円以上
債権者数が 31 社以上で事案複雑な場合	金 60 万円以上

ただし、月額報酬を受領した場合は、個別の委任契約に定めのない限り、上記の報酬金額から月額報酬を控除した残額のみを報酬金とする。

- 5 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件）の着手金は、第4項第1号の規定により算定された額の2分の1とする。この場合の報酬金は、前項の規定を準用する。

第26条（任意整理事件）

- 1 前二条に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」という。）のうち、事業者に関する任意整理事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、資本金・資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ金50万円以上とする（別途消費税）。
- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、次のとおり算定する（別途消費税）。

（1）弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

金500万円以下	15%
金500万円を超え、金1000万円以下	10%+25万円
金1000万円を超え、金5000万円以下	8%+45万円
金5000万円を超え、金1億円以下	6%+145万円
金1億円超	5%+245万円

（2）依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

金5000万円以下	3%
金5000万円を超え金1億円以下	2%+50万円
金1億円超	1%+150万円

- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、個別の委任契約に定めのない限り、前条第2項の規定を準用する。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前二項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。
- 5 個人の任意整理事件の着手金及び報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、以下のとおりとする（別途消費税）。ただし、債権者数が50名以上の場合には、前四項の規定を準用することができる。

（1）着手金（別途消費税）

金2万円×債権者数（5万円を最低額とする。）。なお、同一債権者でも別支店の場合は別債権者とする。

(2) 報酬金

金2万円×債権者数に下記金額を加算したものとする。なお、個々の債権者と和解が成立する都度、当該債権者に対する報酬金を請求することができるものとする。

ア 当該債権者主張の請求額と和解金額との差額の10%相当額

イ 交渉によって過払金の返還を受けたときは、当該債権者主張の元金の10%相当額と過払金の20%相当額の合計額

(3) 任意整理が終了した後、再度支払条件等の変更につき各債権者と交渉せざるを得なくなったときは、当初の委任契約と別契約とする。

(4) 前各号にかかわらず、債権者の中に商工ローン業者（中小事業者に対して比較的多額の高金利貸付を主要な業務内容とする貸金業者）が含まれる任意整理については、商工ローン業者1社について金5万円（別途消費税）として第1号及び第2号の着手金・報酬金を算定し、かつ、着手金の最低額は10万円（別途消費税）とする。

第27条（倒産処理事件にともなう訴訟）

倒産処理事件（任意整理事件を含む）に関して、債務者その他の者に対し、訴訟、民事保全、民事執行事件の申立てをする必要がある場合、当該申立てに関しては、別途通常の報酬基準に基づく報酬を請求することができる。

第28条（日当）

倒産整理事件（任意整理事件を含む）の日当については次の各号のとおりとする（別途消費税）。

(1) 債権者からの提訴に応ずるため裁判所への出頭が必要な場合

1回 金2万円以上（別途消費税）。ただし、2回以上の弁論期日を要し、答弁書以外の準備書面等の作成を要する場合には、通常の訴訟報酬基準に準ずる着手金・報酬金を請求することができ、この場合には日当は請求しないものとする。

(2) 債権者との直接の交渉その他の折衝を要する場合

1回 金3万円以上（別途消費税）。ただし、遠隔地の場合は通常の日当の報酬基準によることができる。

第29条（行政上の不服申立事件）

1 行政上の異議申立・審査請求・再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、第14条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は同条の規定により算定された額の2分の1と

する。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、個別の委任契約に定めのない限り、同条の規定を準用します。

2 前項の着手金は、金10万円を最低額とする（別途消費税）。

第2節 刑事事件

第30条（刑事事件の着手金）

1 刑事事件の着手金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいう。以下同じ。）の事案簡明な事件	金30万円以上
起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	金50万円以上
再審請求事件	金50万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審については、事実関係に争いが無い情状事件をいう。

第31条（刑事事件の報酬金）

1 刑事事件の報酬金は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	金20万円以上
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後 (含再審事件)	刑の執行猶予	金20万円以上
		求刑された刑が 軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	金30万円以上
		求略式命令	金30万円以上
	起訴後 (含再審事件)	無罪	金50万円以上
		刑の執行猶予	金30万円以上
		求刑された刑が 軽減された場合	軽減の程度による相当な額

		検察官上訴が棄却された場合	金30万円以上
再審請求事件			金40万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

第32条（刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等）

- 1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第30条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、個別の委任契約に定めのない限り、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。
- 2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第33条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第31条の規定を準用する。

第34条（保釈等）

勾留の阻止、保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立事件の着手金は金20万円以上、報酬金は勾留を阻止した場合には金40万円以上、勾留延長を阻止した場合には金20万円以上、保釈が認められた場合には保釈保証金の20%に相当する金額、勾留執行停止が認められた場合には金40万円以上とする。これら着手金及び報酬金は、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができるものとする（別途消費税）。

第35条（告訴・告発等）

告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続の着手金は、1件につき、金10万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により受けることができる（別途消費税）。

第3節 少年事件

第 36 条 (少年事件の着手金及び報酬金)

- 1 少年事件 (少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。) の着手金は、個別の委任契約に定めのない限り、次のとおりとする (別途消費税)。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	金 30 万円以上
抗告・再抗告及び保護処分の取消	金 30 万円以上

- 2 少年事件の報酬金は次のとおりとする (別途消費税)。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始又は処分	金 30 万円以上
その他	金 30 万円以上

- 3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

第 37 条 (少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第 5 条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても 1 件の事件とみなす。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、個別の委任契約に定めのない限り、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して 1 件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第 2 節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

第 4 章 手数料

第 38 条 (手数料)

- 1 手数料は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。な

お、経済的利益の額の算定については、第 11 条ないし第 13 条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料 (別途消費税)

項目	分類	手数料
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる)	基本	金 20 万円に第 14 条第 1 項の着手金の規定により算定された額の 10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	金 300 万円以下： 金 10 万円
		金 300 万円を超え金 3000 万円以下： 1%+金 7 万円
		金 3000 万円を超え金 3 億円以下： 0.5%+金 22 万円
		金 3 億円超： 0.3%+金 82 万円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第 15 条又は第 19 条ないし第 21 条の各規定により算定された額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	金 10 万円以上
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判 (家事審判法第 9 条第 1 項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)		金 10 万円以上

(2) 裁判外の手数料 (別途消費税)

項目	分類	手数料
法律関係調査 (事実関係調査を含む。)	基本	金 10 万円以上
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が金 1000 万円未満のもの	金 10 万円以上
		経済的利益の額が金 1000 万円以上、金 1 億円未満のもの	金 20 万円以上
		経済的利益の額が金 1 億円以上のもの	金 30 万円以上
	非定型	基本	300 万円以下の部分： 金 10 万円
			300 万円を超え 3000 万円以下の部分： 1%+金 7 万円
			金 3000 万円を超え 金 3 億円以下の部分： 0.3%+金 28 万円
			金 3 億円を超える部分： 0.1%+金 88 万円
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
公正証書にする場合		上記手数料に金 3 万円を加算する。	
内容証明郵便	基本	金 5 万円以上	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

遺言書作成	定型		金 10 万円以上
	非定型	基本	300 万円以下 : 金 20 万円
			300 万円を超え 3000 万円以下 : 1%+金 17 万円
			3000 万円を超え 3 億円以下 : 0.3%+金 38 万円
			3 億円超 : 0.1%+金 98 万円
	特に複雑又は 特殊な事情が ある場合	弁護士と依頼者との 協議 により定める 額	
公正証書にする場合		上記手数料に金 3 万 円を加算する。	
遺言執行	基本		300 万円以下 : 金 30 万円
			300 万円を超え 3000 万円以下 : 2%+金 24 万円
			3000 万円を超え 3 億円以下の部分 : 1%+金 54 万円
			金 3 億円を超える部 分 : 0.5%+金 204 万円
	特に複雑又は特殊な事情があ る場合		弁護士と依頼者との 協議 により定める 額
遺言執行に裁判手続を要する 場合		遺言執行手数料とは 別 に、裁判手続に要 する弁護士報酬を請 求することができる。	
会社設立等	設立・増減資・	資本額若しくは総資産額のうち高	

	合併・分割・組織変更・通常清算	<p>い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。</p> <p>ただし、合併又は分割については200万円を、通常清算については100万円を、その他の手続については、10万円を、それぞれ最低額とする。</p> <p>1000万円以下の部分：4%</p> <p>1000万円を超え2000万円以下の部分：3%+金10万円</p> <p>2000万円を超え1億円以下の部分：3%+金30万円</p> <p>1億円を超え2億円以下の部分：1%+金130万円</p> <p>2億円を超え20億円以下の部分：0.5%+金230万円</p> <p>20億円を超える部分：0.3%+金630万円</p>
会社設立等以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円とする。
株主総会等 指導等	基本	金30万円以上
	総会等準備も指導する場合	金50万円以上
現物出資等証明	<p>1件につき、金30万円下記金額を加えた額出資する財産等の時価が、</p> <p>3,000万円を超え3億円以下の場合：金20万円</p> <p>3億円を超える場合：70万円。</p> <p>ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。</p>	
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争

<p>険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)</p>		<p>いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が 150 万円以下の場合： 金 3 万円 給付金額が 150 万円を超える場合： 給付金額の 2%</p>
------------------------------	--	--

第 5 章 時間制

第 39 条 (時間制)

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、1 時間あたりの単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は 1 時間毎に金 2 万円以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性及び弁護士の熟練度等を考慮します。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、依頼者との協議により、依頼者との契約で定める相当額をあらかじめ預かるものとする。

第 6 章 顧問料

第 40 条 (顧問料)

- 1 顧問料は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を減額することができる（別途消費税）。
 事業者：月額 金 5 万円以上で協議により定める額
 非事業者：年額 金 3 万円以上で協議により定める額
- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。
- 3 時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できることとする。
- 4 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立合、従業員との法律相談、株主総会の指導又は立合、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、

依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

- 5 顧問契約を締結した依頼者から顧問契約の範囲外の業務を受任する場合、本規定に規定された原則的な弁護士報酬額より一律の割合で減額する。減額割合については、顧問契約において個別に定める。

第7章 日当

第41条（日当）

- 1 日当は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。
半日（往復2時間を超え4時間まで） 金3万円以上
1日（往復4時間を超える場合） 金5万円以上
- 2 出廷日当を定める場合は、個別の委任契約及び本基準に特に定めのない限り、次のとおりとする（別途消費税）。
訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、調停事件、刑事事件及び少年事件の期日
出廷1回につき金2万円以上金10万円以下
- 3 前二項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前二項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 4 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前二項の日当等を概算によりあらかじめ依頼者から預かることができる。

第8章 実費等

第42条（実費等の負担）

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 3 前項の概算額につき、不足が発生又は見込めるに至った場合には、弁護士は依頼者に対し、追加の支払を求めることができる。
- 4 弁護士は、依頼者から預かった実費等について、原告として事件等の処理が終了したときに清算するものとする。

第43条（交通機関の利用）

弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。

第9章 委任契約の清算

第44条（委任契約の中途終了）

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、依頼者による解任、弁護士の辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときでも着手金は返還しないものとする。
- 2 弁護士は、事件処理の程度に応じて、依頼者に対して報酬の一部又は全部を請求することができる。

第45条（事件等処理の中止等）

- 1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、又はその処理を中止することができる。
- 2 前項の場合には、弁護士はあらかじめ依頼者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとする。

第46条（弁護士報酬の相殺等）

- 1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないことができる。
- 2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとする。

第10章 雑則

第47条（改定）

本報酬基準は、法令の改正・社会経済情勢の変動等に応じて予告なく改定することができる。ただし、本報酬基準改定前に締結された委任契約については、なお従前の例による。

第 48 条（準拠法）

弁護士と依頼者との間の契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとする。

以 上